

「埼玉県親子交流支援事業業務委託」質問への回答

NO	文書名	質問内容	回答
1	仕様書4(2)イ	<p>「取決めが行われておらず父母間に親子交流に関する合意がない相談者から親子交流支援に関する相談を受けた場合は、県に連絡を行うこと」とのことですが、以下の理解でよろしいでしょうか。①の場合は、埼玉県に相談するまでもなく、合意形成しないと支援に進めないからです。</p> <p>①埼玉支援での親子交流を希望するが、まだ父母間合意がない相談者の場合は、合意形成について情報を提供する。(家庭裁判所、ADR等)</p> <p>②埼玉支援での親子交流に父母間合意しているが、合意証跡がない相談者の場合は、当方から埼玉県に連絡し、対応を指示いただく。</p>	ご認識のとおりです。
2	仕様書4(3)ウ(イ)	<p>「親子交流援助の実施頻度は、1人あたり最大毎月1回」</p> <p>「毎月1回以内」を原則とすることは理解いたしました。しかし、子どもの病気や学校行事等で「4月予定していた面会ができなくなった」場合、その代替日を5月に設定して「5月に面会が2回行われる」は可能でしょうか。</p> <p>面会キャンセルに対する代替日設定を制限することは利用者の満足度を下げ、支援難易度を増すこととなりますので、可としていただきたくお願いします。</p> <p>なお、「実際に代替日設定するか否か」は、父母合意に依拠します。</p>	原則1月に1回としているのみですので、別の月に代替日として設けることも可とします。